

# 平成26年度 事業計画

自 平成26年4月 1日  
至 平成27年3月31日

社会福祉法人 名古屋市守山区社会福祉協議会

# 1 基本方針

---

少子高齢化、人口の減少、働き方の多様化、核家族化が進行するなど、職場、地域社会や家庭の機能が大きく変化する中で、人々の生き方、暮らし方が多様化しています。これまでは、家庭、地域社会などが人々の生活を支えるという面で大きな役割を果たしてきましたが、地域社会の変化、経済社会の変化などに伴い、その機能は大きく縮小し、貧困、虐待、孤立など日常生活において深刻な生活課題を抱える人々が増加しています。

また、その生活課題は、複雑かつ多様化しており、公的サービスだけではすべてを解決することは到底、不可能とも言えます。

そのような状況下で、支援が必要な人々を地域でどのように支えていくのか、それらの人々を支える地域福祉の担い手をどのように確保していくかなど課題は山積しており、それらの解決を図るため、社会福祉協議会は引き続き積極的な役割を果たしていく使命があります。

そのため、本会では、「第2次地域福祉活動計画」に引き続き、今年度から平成30年度までの5ヶ年計画である「第3次地域福祉活動計画」を推進していきます。

本会の強みであるネットワークを最大限活かし、地域住民や関係機関と協働しながら、子どもから高齢者、障がい者に至るまでの幅広い分野における課題の解決に向け、全力で取り組みます。

今後も、地域住民から信頼され、頼りにされる「守山区社会福祉協議会」をより一層目指し、地域福祉活動と在宅福祉サービスを一体的に行う「守山区在宅サービスセンター」を拠点に、精力的かつ積極的に事業展開してまいります。



守山区マスコットキャラクター  
モリスちゃん

# 2 「第3次地域福祉活動計画」の推進

---

地域からの孤立、子育ての悩みなど日常生活や地域におけるさまざまな福祉課題の解決を図るため、地域住民を始め、ボランティア、社会福祉団体、行政などの関係機関と連携し、「第3次地域福祉活動計画」を推進します。

## 1 計画期間

平成26年度から平成30年度

## 2 理念

誰もが安心して暮らせる“福祉のまち守山”を目指して！  
～わたしから始まる助け合い～

## 3 4つのテーマと18の行動

### (1) 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

- ①歩こまい！みんなでもりもりウォーキング
- ②めぞせ！生涯青春！！好奇心応援隊
- ③集まれ！守山男会
- ④経験はみんなの宝！守山つながり「人×人」バンク

### (2) 障がいがあっても普通に暮らせるまちづくり

- ⑤世界が広がるちょっといいお話会
- ⑥まちの駄菓子屋さん
- ⑦遊んで学んではぐくみ隊
- ⑧きらきらボラさん この指と～まれ
- ⑨大災害！知り合うことから初めの一步

### (3) 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

- ⑩お母さん・お父さんサロン
- ⑪子どもの未来を考える大人塾
- ⑫まちの寺子屋
- ⑬みんなでつながろう「友活」
- ⑭冒険遊び場

### (4) ふれあいにあふれた団地づくり

- ⑮参加してみよう！誰もが気軽にはじめの一步
- ⑯でかけてみよう！誰もが集える場
- ⑰団地版！ザ・防災
- ⑱つながろう！支えあおう！ザ・団地

※平成26年度から推進する、主な「行動」は、6ページに掲載。

# 3 主な活動及び事業

---

## 1 事務局体制・活動基盤

---

### (1) 事務局体制

#### 〈区社会福祉協議会〉

- ・主事（コミュニティワーカー）、地域福祉推進スタッフ等を配置し、法人運営及び各種地域福祉活動を推進。
- ・介護保険法における指定居宅サービス事業者として、「通所介護事業（介護予防通所介護事業）」を実施。
- ・市から事業を受託し、「高齢者はつらつ長寿推進事業」を実施。
- ・市から指定を受け、指定管理者として「守山児童館」と「守山福祉会館」を管理運営。

#### 〈市社会福祉協議会〉

- ・区社協に「いきいき支援センター」及び志段味地区に「センター分室」を設置し、「いきいき支援センター事業」を実施。
- ・区社協に「守山区介護保険事業所」を設置し、「居宅介護支援事業（介護予防居宅介護支援事業）」と「訪問介護事業（介護予防訪問介護事業）」を実施。

※事務局組織図は4ページ 参照

### (2) 賛助会員制度のPR

第3次地域福祉活動計画の推進やさまざまな地域福祉事業を展開するための財源として、賛助会員制度を積極的にPRし、獲得を目指します。

獲得にあたっては、「社協だより」や「ホームページ」でのPRはもちろん、企業訪問や地域イベントなどを捉え、積極的にPRします。

#### 【年会費】

個人	1口	1,000円
法人・団体	1口	5,000円

## 組織図

## 2 広報・啓発活動

---

### (1) 福祉情報紙「社協だより」の発行

区民や企業、さまざまな団体へ、福祉や本会の活動を理解いただくため、「社協だより」を年2回発行します。

特色として、ボランティアを中心とした編集委員会を設け、区民の目線に沿った内容などを検討します。

### (2) 「第3次地域福祉活動計画冊子」の発行

活動計画の冊子を広く配布し、PRすることで、本会の活動はもちろん、福祉活動に少しでも関心をもってもらうことで、活動協力者の確保に努めます。

### (3) 「ホームページ」の開設

ホームページを活用し、本会及び区内の福祉に関するタイムリーな福祉情報などを幅広くPRいたします。今年度は、“より見やすく！使いやすく！”をモットーに、区民の意見も取り入れ、刷新します。

### (4) 「福祉情報設置店」の設置・推進

喫茶店や郵便局など身近な場所で、福祉情報が手軽に入手できるよう、パンフレットやチラシなどを常に置いていただく「福祉情報設置店（以後、「設置店」という。）」の推進に努めます。設置店へのパンフレットなどは、設置店サポーターと呼ばれるボランティアが定期的に届けます。

※2月末で、設置店61か所、サポーター20名。

### (5) イベントでの啓発

地域や区のイベントに職員が積極的に出向き、区民にとって役立つ福祉情報や本会の活動を積極的にPRするとともに、本会の認知度アップも図ります。

### (6) 障がい者への情報提供の支援

広報なごや区内版などの点訳及び音声訳を行うボランティア団体と連携し、視覚障がい者へ情報提供を行います。

### 3 地域福祉活動

---

#### (1) 第3次地域福祉活動計画における「平成26年度から推進する主な行動」

※丸数字は3次計画の行動の番号

- ① 「歩こまい！ みんなでもりもりウォーキング」の開催  
元気な高齢者を対象に、はつらつ事業の中で、ウォーキングを試行的に実施します。試行の中で、コース設定、効果測定、継続するための方策を検討するとともに、対象者のニーズを把握します。  
※「はつらつ事業」は、7ページ参照。
- ⑤ 「世界が広がるちょっといいお話会」の開催  
障がい者またはその家族が学校に出向き、障がい者の生活に関心を持てるようなお話会を開催し、児童生徒が障がい者とふれあうきっかけをつくります。
- ⑥ 「まちの駄菓子屋さん」の開催  
障がい者施設のイベントや学校の近隣に障がい者施設利用者運営の移動式駄菓子屋を開設し、学校の児童生徒や地域住民が気軽に寄れ、駄菓子の購入を通して障がい者との交流を深めます。
- ⑪ 「子どもの未来を考える大人塾」の開催  
子育ての専門家や先輩たちからの話を聴いたり、子育て中の親同士が情報交換する中で、自分なりの子育て方法を見つけ、子育てに自信をもってもらいます。  
※子どもは、小学校高学年から中学生を想定。
- ⑭ 「冒険遊び場」の開催  
冒険遊び場（別名：プレーパーク）は、幅広い世代が気軽に集い交流することができ、地域住民の仲間づくり、顔の見える関係づくりにつながります。その開催に向け、運営者の養成講座を開催します。
- ⑯ 「でかけてみよう！誰もが集える場」の開催  
モデル団地を設定し、誰もが参加しやすいイベントの開催や集いの場づくりを行うことで、世代や国籍を超えた交流や仲間づくりにつなげます。

#### ⑰「団地版！ザ・防災」の実施

高齢者世帯や障がい者世帯が多く生活する一方で地域住民同士の関係が希薄である公営住宅において、災害への備えとして防災訓練や災害時に支援が必要な方々のマップの作成を実施します。

#### (2) 地域福祉推進協議会(推進協)の支援

支えあい助けあう人間関係豊かな福祉のまちづくりをめざして、各小学校区単位に設置された学区推進協活動を支援します。

具体的には、各学区に専任の職員を配置(学区担当制)し、学区の特性や実情に応じたきめ細やかな支援を行います。

また、情報交換や地域福祉活動の一助となるための「推進協役員研修会」を開催します。

#### (3) 「高齢者ふれあい・いきいきサロン」づくりの推進・支援

地域住民同士の交流を深め、高齢者の仲間づくりなどを図る地域のサロンづくりを推進します。

また、サロンに出向き、介護予防や認知症予防の啓発も進め、高齢者の積極的な社会参加を促します。

#### (4) 「高齢者はつらつ長寿推進事業」の実施(市からの受託事業)

65歳以上の方を対象に、区内8会場で、健康体操やレクリエーションなどを行うことで、介護予防や仲間づくり、引いては、地域活動などへの参加を促します。

特に、男性参加者で結成した「ぴんころ男会」には、積極的な支援を行い、社会参加や地域活動につながるよう努めます。

また、はつらつサポーター(事業運営のボランティア)同士の情報交換会や研修会などをおし、はつらつ事業の運営強化を図ります。

#### (5) 各種事業の共催・後援

各種福祉関係事業への共催や後援などを行い、守山区の福祉向上に努めます。例年、アクロス小幡一帯で行われる「守山区福祉まつり」の開催にあたっては、実行委員会に参画し、区民の福祉意識の醸成と関係機関・福祉施設・福祉団体間のネットワーク構築を推進しています。

#### (6) 福祉関係団体が実施する事業への助成、支援、協力

高齢者・障がい者・子育て世代などのグループや各種住民組織が実施する福祉事業に対して、共同募金配分金による助成を行い、地域住民が進める福祉のまちづくりを支援します。

また、助成先を一般公募し、審査を公開プレゼンテーション方式により行う「ボランティア・NPO 応援助成事業」を実施し、区民への共同募金に



対する理解促進と広く共同募金を活用していただく機会を提供します。

#### **(7) 外出支援事業(おでかけ安心バス)の実施**

買い物に困っている高齢者を対象に、自宅からスーパーまでの送迎と店内の歩行介助等を行う外出支援事業(おでかけ安心バス)を実施します。

## **4 ボランティア給食サービス事業**

---

民生委員やボランティアの協力のもと、ひとり暮らし高齢者などへの配食サービスを実施します。手渡しによる宅配により、利用者の安否確認を行うとともに、社会参加につながる情報提供にも取り組みます。

また、同時に、利用者の困りごとをつかみ、その解決にも努めていきます。

特に、今後ますますひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、配食が必要な利用者の確保とそれに対応するためのボランティアの確保に向け、広報に努めていきます。

※2月末で、給食ボラ522名、利用者251名登録。

## **5 ボランティア活動**

---

#### **(1) ボランティアセンターの運営**

区内におけるボランティア活動の推進拠点としてボランティアセンターを運営し、様々なボランティア活動に関する相談や情報提供、需給調整、ボランティア活動に対する区民の理解促進と普及啓発を行います。

また、在宅サービスセンター内各施設の貸出や活用をとおして、ボランティア活動のさらなる活性化を図ります。

#### **(2) ボランティアの支援・組織化**

区内で活動する15のボランティア団体(約1,000名)で組織される「守山区ボランティア連絡協議会」と協働し、ボランティアの各種養成講座やボランティア同士の交流を深める「ボランティアのつどい」を開催するなど、ボランティアの育成・支援に努めます。

#### **(3) 各種ボランティアの養成**

ボランティア活動のすそ野を広げることがめざし、ボランティア連絡協議会を始めとするボランティアや福祉施設職員等の協力を得て、ボランテ

ィア活動への参加のきっかけとなる各種養成講座を下記のとおり開催します。

また、昨今、関心や需要が高まっている高齢者や障がい者の生活支援の活動を行うボランティア養成や活動従事者のフォローアップを行います。

- ①「ボランティア活動きっかけづくり講座」
- ②「小修繕ボランティア養成講座」
- ③「外出支援ボランティア養成講座」

#### **(4) ノーマライゼーション理念の普及啓発、福祉教育の推進**

区内の小中学校からの要請に応じ、福祉教育の実践に協力します。ボランティアや福祉施設職員、地域住民の協力を得ながら、車椅子や手話等の体験学習や高齢・障がい者との交流をとおして、社会福祉に対する理解を深め、ボランティア活動への積極的な参加を促します。

#### **(5) 災害ボランティアとの連携**

大規模災害発生時には、市当局から要請を受け災害ボランティアセンターを設置します。また、平時から、災害ボランティアグループと毎月、会合を持ち、情報交換や勉強会を行うなど、有事の際の円滑な対応に備えるとともに、「区総合防災訓練」には一緒に参加し、災害ボランティアセンターの模擬運営などを行います。

## **6 在宅福祉関係事業**

---

#### **(1) 通所介護事業の運営**

一人ひとりの個性を尊重した介護サービスに力点を置くとともに、地域福祉部門と連携しながら、利用者の自立生活の維持・向上に向けた支援を積極的に進めます。

また、事業体制の見直し、改善、効率的な運営に努め、人材の確保・定着のための処遇改善を実施し、健全な経営基盤の確立を図り、さらなる収益増を目指します。

#### **(2) 市社会福祉協議会「守山区介護保険事業所」が実施する事業への協力**

本会の事務所内に、市社会福祉協議会の「守山区介護保険事業所」を設置し、以下の介護保険事業等の実施について協力します。

平成24年度からスタートした「さんさんプラン(第3次3カ年プラン)」の取り組みを着実に実行し、良質なサービス提供に努めます。

また、事業実施を通して把握される様々なニーズを、本会の地域福祉部

門にもフィードバックしながら、介護保険事業としての特色あるサービス展開を図ります。

#### ①居宅介護支援事業

要介護・要支援状態の方に、より良い生活が送れるように居宅サービス計画を作成し、重度化の予防、心身の状態や希望に沿った介護保険サービスが利用できるように調整します。

また、市からの委託を受けて要介護認定調査を実施します。

#### ②訪問介護事業

介護保険制度における訪問介護（介護予防訪問介護）事業の実施、さらに、障害者総合支援法における居宅介護事業、家事介護サービス事業、産後ヘルプ事業、高齢者自立支援訪問介護事業、養育支援ヘルパー事業も引き続き実施します。

また、生活応援サービス事業を実施し、介護保険制度外のニーズにも対応していきます。

### (3) 市社会福祉協議会が実施する「守山区東部いきいき支援センター事業」への協力（市からの受託事業）

在宅高齢者の心身の健康保持及び保健・福祉・医療の向上や生活の安定のために、様々な相談支援、地域における高齢者関係機関のネットワークを構築するなど必要な援助を行います。

#### ① 認知症の方の支援

認知症講演会、家族支援事業、花づくりサロン、認知症サポーターフォローアップ講座、グループホーム連絡会、認知症サポーターキャラバンメイトの育成

#### ② 高齢者の孤立防止

見守り支援事業、見守り支援事業連絡会議、見守り訪問ボランティアの養成、見守り協力者の養成、地域資源マップの作成

#### ③ ケアマネジャーの支援

ケアマネ勉強会、医療と介護の連携拡充、ケアマネフォローアップ☆サロン、民生委員とケアマネの連絡会

#### ④ 介護予防

介護予防教室、二次予防事業所の連携、二次予防事業対象者の把握と勧奨

#### ⑤ 生活支援サービス

生活支援サービスの開発

#### ⑥ 総合相談支援

ネットでわかるいきいき支援センター活用法

#### (4) 在宅サービスセンターにおける保健・医療・福祉の連携

在宅サービスセンター内における連絡調整室を活用し、保健・医療・福祉の関係機関の連携を促進し、在宅における要援護者に対する総合的な援助の実現に努めます。

#### (5) 車椅子の貸出等

療養や外出で一時的に車椅子が必要な時や、車椅子を用いた福祉体験学習の機会等へ、車椅子を貸出します。

また、介護予防の視点から、本会が製作した「もりやま体操」を始め、在宅介護や生活支援等に関するビデオテープ・DVD の貸出をおこない、介護に関する知識や技術の習得支援、情報提供、啓発を図ります。

## 7 生活福祉資金貸付事業

---

愛知県社会福祉協議会から一部業務を受託し、低所得の高齢者、障がい者、離職者等に対して、民生委員の協力のもと、資金貸付と必要な援助指導を行うことで借受者の生活意欲を助長し、社会参加の促進や安定した生活基盤の確立を目的とした生活福祉資金貸付事業を引き続き実施します。

#### 〈参考〉貸付の種類

総合支援資金、福祉資金（福祉費・緊急小口資金）、  
教育支援資金、不動産担保型生活資金（一般・要保護）

## 8 相談事業

---

#### (1) 心配ごと相談所の運営

法律や行政等の専門家が、区民からの日常生活上の心配ごと・悩みごとの相談に応じ、適切な助言や関係機関等への橋渡しをおこなう「心配ごと相談所」を引き続き運営いたします。

開設日	開設時間	会場
毎週木曜日	13:00～16:00	本会研修室

※第2・4木曜日は行政・人権相談を併設

## (2) 障害者地域相談所開設への協力

身体・知的の障がい者福祉サービスの相談支援機関として、市内各区に「障害者地域生活支援センター」が開設されています。平成18年度から、相談希望者の利便性に配慮し、当該相談所職員による予約制の相談所の開設に協力しています。

開設日	開設時間	会場
毎週木曜日	13:00～16:00	本会研修室

## 9 在宅サービスセンターの運営

---

地域福祉と在宅福祉を推進する拠点としての役割を担うために、センターにおいて下記の事業を行います。

- ① ボランティアグループによる「おもちゃ病院」「折り紙教室」「子ども点字教室」「喫茶ひまわり」の実施・開設
- ② 地域住民の憩いの場として、「わいわいサロン」の開催
- ③ 視覚障がい者を対象とした「声の図書」の貸し出し

## 10 児童館・福祉会館の管理運営

---

### (1) 守山児童館の管理運営

児童厚生施設である守山児童館の指定管理者（平成24～27年度）として本会が管理運営を行います。

守山児童館では、子ども育成事業をはじめ、子育て家庭支援事業、地域福祉推進事業などを実施します。主な事業は下記とおりです。

- ① 子どもの自主性を育むイベントの開催（子どものまち、児童館まつりなど）
- ② 志段味地区会館・守山生涯学習センターでの「移動児童館」の開催
- ③ 親子で楽しめる自由な遊び場として、小幡緑地で行う「冒険遊び場」の開催
- ④ 中高生専用時間帯の開設（木・金曜日開催）
- ⑤ 子育て中の保護者が子育てを楽しめる講座の開催
- ⑥ 幼児向け事業の開催（ベビーマッサージ&ママビクス、おはなしであそぼう、おもちゃのひろばなど）

## **(2) 守山福祉会館の管理運営**

老人福祉施設である守山福祉会館の指定管理者（平成 24～27 年度）として本会が管理運営を行います。

守山福祉会館では、相談事業をはじめ、機能回復訓練、教養講座、レクリエーションなどの事業を実施します。主な事業は下記のとおりです。

- ① 高齢者と児童交流事業の実施
- ② 回想法の実施
- ③ 介護予防事業「わくわく通所事業」の実施
- ④ 男の料理教室の実施

## **11 共同募金運動への協力**

---

守山区共同募金委員会が実施する赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動に積極的に協力することで、社会福祉活動の理解促進と財源確保に努めます。特に、わかりづらいとの指摘の多い、募金の使途については、本会独自で作成したチラシや広報紙を活用し、丁寧な説明に努めます。